



平成 29 年 4 月 5 日

各 位

会社名 株式会社 第四銀行  
代表者名 取締役 頭取 並木 富士雄  
(コード番号 8324 東証第 1 部)  
問合せ先 総合企画部長 柴田 憲  
(TEL. 025-222-4111)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 29 年 4 月 5 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 206 期定時株主総会に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取り組みが推進されていることを踏まえ、当行は、本年 10 月 1 日をもって、当行株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 206 期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当行株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行なうことといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主さまの所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少株式数

株式併合前の発行済株式数(平成 28 年 9 月 30 日現在)	346,253,472 株
株式併合により減少する株式数	311,628,125 株
株式併合後の発行済株式総数	34,625,347 株

(注) 上記「株式併合により減少する株式数」、「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合による影響等

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式 1 株あたり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 9 月 30 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	12,788 名 (100.0%)	346,253,472 株 (100.0%)
10 株未満所有株主	666 名 (5.2%)	1,432 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	12,122 名 (94.8%)	346,252,040 株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主さま 666 名（所有株式数の合計 1,432 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
5 億 7699 万 9367 株	5769 万 9936 株

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 206 期定時株主総会において、本件株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合（5）効力発生日における発行可能株式総数」に記載のとおり、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則第 1 条を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものいたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分）

現行定款	変更案
<b>第 2 章 株式</b> 第 6 条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>576,999,367 株</u> とする。	<b>第 2 章 株式</b> 第 6 条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>57,699,936 株</u> とする。
第 7 条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 7 条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
（新設）	<u>（第 6 条および第 7 条の変更に係る効力発            生日）</u> <u>附則</u> <u>第 6 条（発行可能株式総数）および第 7 条</u> <u>（単元株式数）の変更は、平成 29 年 10 月</u> <u>1 日をもって効力を生じるものとし、効力</u> <u>発生日の翌日をもって本附則を削除する。</u>

（注） 上記定款第 6 条（発行可能株式総数）につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日予定）に変更されたものとみなされます。

（注） 上記定款第 7 条（単元株式数）につきましては、会社法第 195 条第 1 項に基づき、取締役会の決議によって変更を行うものです。

#### (3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 206 期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 4 月 5 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 27 日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当行株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

## 【ご参考】

### 単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

#### Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当行では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない株式にすることです。今回当行では、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

#### Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A. 全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取り組みが推進されていることを踏まえ、当行は、本年 10 月 1 日をもって、当行株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当行株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行なうことといたしました。

#### Q 3. 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更したうえで、10 株を 1 株に併合いたします。したがって、併合実施後の 100 株は併合実施前の 1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

#### Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主さまのご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数の 10 分の 1 を乗じた株数（1 に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後		
例	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
②	1,555 株	1 個	155 株	1 個	0.5 株
③	12 株	なし	1 株	なし	0.2 株
④	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②～④）は、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主さま（上記、例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主さまの保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、上記の例②～④の株主さまは、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### Q 5. 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1になりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、**株主さまが所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。**なお、端数が生じる場合の処理については、上記Q 4をご参照ください。

#### Q 6. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

- A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、**業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。**

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q 4に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

#### Q 7. 具体的なスケジュールを教えてください。

- A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 27 日	定時株主総会日
平成 29 年 9 月 26 日	現在の単元株式数 1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

**Q 8. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

**A. 特に必要なお手続きはございません。**

なお、上記Q 4に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10 株未満の株主さまは、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

**Q 9. 株主優待制度はどうなるのでしょうか。**

A. これまでは、毎年3月31日を基準日とし、1,000株（1単元）以上の株式を継続して1年以上保有される株主さまを対象とさせていただきます。

株式併合後は、毎年3月31日を基準日とし、100株（1単元）以上の株式を継続して1年以上保有される株主さまを対象とさせていただきます。

**※株主名簿管理人（お問い合わせ先）**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

電話0120-232-711（フリーダイヤル）